

石巻市新生児臨時特別定額給付金給付事業について

<市長コメント>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、新生児を抱える世帯の精神的な負担、経済的負担の軽減を図ることを目的として、「石巻市新生児臨時特別定額給付金給付事業」を10月1日から開始いたしました。

対象は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、本市に住民登録した子どもを養育している保護者で、新生児1人につき10万円を支給いたします。

申請につきましては、出生や転入の届出をされた際にお渡します申請書を郵便でお送りいただくか、子育て支援課の窓口へ直接ご持参いただきますが、9月30日までに出生届を提出されました方につきましては、本日、申請書を送付しております。

なお、給付金の申請期間につきましては、令和3年4月30日までとなりますので、忘れずに申請くださいますようお願いいたします。